第1章 基本事項

1 構想策定の趣旨

長野県の豊かな自然環境を保全し、また、快適で暮らしやすいまちづくりのため、下水道、 農業集落排水、浄化槽などの生活排水対策は進められています。この本来の目的の達成ととも に、生活排水対策には、水の健全な循環、資源の循環、低炭素な社会構築への貢献も求められ ています。

この構想は、生活排水施設を整備し、これを適切に管理運営し、汚水処理事業を将来にわたって安定的に継続するため、そして、循環型社会の構築に向けた役割を果たしていくための「持続可能な生活排水対策ビジョン」として、県内全ての市町村や流域下水道事業者等の生活排水対策事業者が一体となって策定しています。

「長野県環境基本計画」や「長野県ゼロカーボン戦略」等の関連計画との整合を図り県と市 町村が連携しながら、この構想に基づく対策の方向性を共通認識として、一体的に生活排水対 策の取組を進めていきます。

2 構想の性格

構想の策定経過

この構想は、「水循環・資源循環のみち 2015」構想の策定から7年が経過する中、常に実現性の高いビジョンであり続けられるよう、社会情勢や各自治体の状況の変化を考慮して、前構想を見直したものです。

また、令和元年東日本台風による生活排水施設の被害や、国が示した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」(平成 26 年 1 月)、「新下水道ビジョン」(平成 26 年 7 月)、「汚水処理事業運営に係る広域化・共同化計画の策定について」(平成 30 年 1 月)、「下水道の施設浸水対策の推進について」(令和2年5月)等を踏まえて、策定しています。

<都道府県構想の策定経過>

平成 2年度(1990) : 「下水道等整備構想エリアマップ」策定

平成 7年度(1995) : 「新下水道等整備構想エリアマップ」策定

平成11 年度(1999) : 「下水道等整備構想エリアマップ 2000」策定

平成16年度(2004) : 「汚水処理施設整備構想エリアマップ 2005」策定

平成22 年度(2010) : 「水循環・資源循環のみち 2010」構想策定

平成27年度(2015) : 「水循環・資源循環のみち 2015」 構想策定

令和 4 年度(2022) : 「長野県生活排水処理構想(2022 改定版)」策定

構想の特徴

- 〇県内の全77市町村、3流域下水道が独自の構想を策定し、生活排水対策の方向性を明らかにしています。
- 〇下水道、農業集落排水、浄化槽などの事業間の連携とともに、市町村の広域連携を視野に入れた総合的な構想です。
- ○各事業の個別計画(整備計画、維持管理計画、経営計画など)の基本となるものです。
- 〇4 つの基本理念のもと、目標年度を定めて3 つの具体的なプランを策定し、指標を用いて 定量的に取組を評価することとしています。

構想を策定する上での基本理念

具体的なプランを策定するための共通方針として、4つの基本理念を掲げています。

住民と事業者が共通認識と責任を共有し、実施可能な構想とすること

- ・住民参加から住民参画の時代へ
- ・持続可能な生活排水対策のため、行政 と住民が役割、責任を分担すること

生活排水対策にかかるコストやエ ネルギーを生活排水対策全体とし て削減すること

- ・事業の広域連携、共同化を進めること
- ・既存施設の合理的、効率的な維持管理に努めること

生活排水が持つ機能や資源を利用 し、その付加価値を高めるとともに 地球環境保全に貢献すること

- 地球環境保全に貢献すること ・汚泥の埋立処分を削減し、バイオマス としての利活用を進めること
- ・良好な水環境の維持と地球温暖化防止に努めること

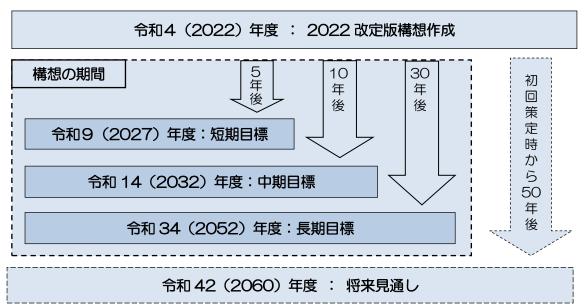
生活排水の処理方式の違いによら ず、住民サービスの均衡、向上を目 指すこと

- ・住民の生活排水にかかる利便性、快適 性を持続させること
- ・それぞれの施設の特性に応じ、適切な 維持管理を行うこと

3 構想の期間

短期、中期、長期の目標年度の設定

構想の期間は、令和5 (2023) 年度からの 30 年間とし、初回構想策定時から概ね 50 年 先までの将来見通しのもと、短期、中期、長期の目標年度を設定しています。



※長野県の生活排水処理構想は、初回策定の「水循環・資源循環のみち 2010」構想において想定する 50 年後の将来見通しを踏まえて、今回改定の構想期間である 30 年間の取組を進めていきます。

4 構想の構成等

構想における具体的な3つのプラン

構想は、水環境の保全や快適で暮らしやすいまちづくりに加え、循環型社会の構築に向けた 役割を果たし、社会情勢の変化を踏まえて生活排水事業を将来にわたって安定的に継続させる ために必要な要素の方向性を示す、3つの具体的なプランで構成しています。

【生活排水エリアマップ 2022】

- 施設の計画的な改築更新
- ・ 事業や処理区の統廃合による効率化
- 未普及地域の早期解消
- 防災・減災対策の取組
- ・ 地球温暖化対策・省エネルギー対策

【バイオマス利活用プラン 2022】

- 汚泥の利活用の推進
- 汚泥の安定処分とリスク分散
- 汚泥処理の広域化・共同化による効率化
- ・地球温暖化対策・省エネルギー対策

【経営プラン 2022】

- 経営基盤の強化、持続的な管理経営
- 収入確保・経費削減、経営の健全化
- ・ 事業の広域化・共同化による効率化

取組を評価する指標の設定

構想の取組状況を自ら評価するための指標を設定しています。

その指標は、「利用者(住民)の立場から見た指標」と「事業者(市町村)の立場から見た指標」 の2つのグループに分けられます。各グループは、全市町村に共通する評価項目(A~F)と各 市町村の独自の評価項目(①~⑥)からそれぞれ3項目ずつを設定しています。

また、指標の目標値と実績値を多角形グラフで表示することにより、「見える化」を図って います。

【利用者(住民)の立場から見た指標】

1 暮らしの快適さ を表す評価項目

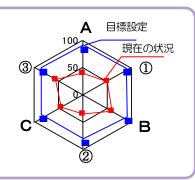
A:快適生活率(%) (共通) ①:各市町村が自由に設定

2 環境への配慮 を表す評価項目

B:環境改善指数 (共通) ②:各市町村が自由に設定

3 住民参画への取組 を表す評価項目

C:情報公開実施指数 (共通) ③:各市町村が自由に設定



【事業者(市町村)の立場から見た指標】

1 整備事業の達成度 を表す評価項目

D:污水処理人口普及率(%)(共通)

④:各市町村が自由に設定

2 資源循環への貢献 を表す評価項目

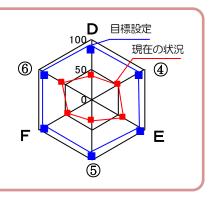
E:バイオマス利活用率(%)(共通)

⑤: 各市町村が自由に設定

3 経営の長期的な状況 を表す評価項目

F: 経営健全指数 (共通)

⑥:各市町村が自由に設定



共通して取り組む指標の解説

【利用者(住民)の立場から見た指標】

A:快適生活率(%) <暮らしの快適さを表す評価項目>

下水道、農業集落排水などの集合処理計画区域や浄化槽による整備計画区域内において、整備された それぞれの生活排水施設を実際に利用することにより、住民が快適な生活を享受できることから、生活 排水施設を実際に利用している人口の率を指標としました。

【算定方法】(下水道等への接続人口+浄化槽設置人口)/行政人口×100(%)

B:環境改善指数<環境への配慮を表す評価項目>

身近なせせらぎや小河川等の水環境について、生活排水対策と関連付けて様々な視点から「見たり」・「感じたり」・「観察する」ことにより施設が整備されたこと、その施設を適切に利用することにより良好な水環境が保全されていることについて理解していただくための取組度を指数としました。

【算定方法】■身近なせせらぎや小河川等の水環境について、住民自らの取組や地域住民等の参画により 「見たり」・「感じたり」・「観察したり」している取組を点数化

- ■行政と住民が一体となり、身近な環境について具体的に共有できる取組を点数化
- ■取組の点数を合計(全ての取組を実施している場合に指標値は100)

C:情報公開実施指数<住民参画への取組を表す評価項目>

生活排水対策を継続的に行うために不可欠な住民参画を進めるため、住民から見て必要な情報を適切に提供することなど、住民が生活排水対策に対して理解を深めていただくための取組度を指数としました。

【算定方法】■住民が生活排水対策に関わるために必要な情報について、ホームページや広報誌等による 公開状況を点数化

- ■住民が生活排水に関係する環境教育を受けたり、生活排水施設等を見学したりして、積極的に生活排水と関わる取組を点数化
- ■住民が生活排水対策に求めている要望やニーズ等を把握するための取組を点数化
- ■取組の点数を合計(全ての取組を実施している場合に指標値は100)

【事業者(市町村)の立場から見た指標】

D:汚水処理人口普及率(%)<整備事業の達成度を表す評価項目>

下水道、農業集落排水、浄化槽、コミュニティ・プラント等の汚水処理施設の普及人口率で、国土交通省、農林水産省、環境省が共同で公表している全国統一の指標を、この構想においても指標としました。 【算定方法】(処理区域内人口+浄化槽設置人口)/行政人口×100(%)

E:バイオマス利活用率(%)<資源循環への貢献を表す評価項目>

生活排水から発生する汚泥をバイオマスとして位置付け、エネルギー利用の推進も含め、バイオマス 資源として本来持っている価値を有効に利用している率を指標としました。 【算定方法】バイオマス有効利用量/全バイオマス発生量×100(%)

F:経営健全指数<経営の長期的な状況を表す評価項目>

経営健全指数とは、事業者自らが持続的、安定的な生活排水施設の経営のために必要な経営計画を策定し経営上の目標を明らかにするとともに、策定した計画と対比して経営管理ができるように表したものです。

【算定方法】■経営計画上の長期目標年度における経営状況ポイント(累積収入/累積支出)を 100 として、それに対する各年度の経営状況ポイントの率が指標値

浄化槽事業(個人設置型)のみを実施する南相木村、北相木村、下條村、泰阜村、大鹿村は、浄化槽維持管理指数を経営健全指数としました。

【算定方法】■浄化槽事業の適正な維持管理を市町村が積極関与して行うことにより、継続的・安定的な生活排水対策につながることから、浄化槽の普及啓発活動、台帳整備、検査受検率などの取組を点数化し、その点数を合計(全ての取組を実施している場合に指標値は100)

5 構想の持続的な取組

この構想は、県と市町村がこれまでの取組の上に立って、将来の生活排水対策について検討 したビジョンです。

県と市町村は、常に実現性の高いビジョンであり続けられるよう、社会情勢の変化等に応じた見直しを定期的に行うとともに、指標に基づく目標達成状況を公表して、住民と生活排水対策の課題を共有し、住民の理解と協力を得ながら継続的に生活排水対策を進めます。

方 針

- ■構想は、5年ごとに見直しを行います。
 - 社会情勢の変化等に柔軟に対応
 - ・見直しのつど、取組を検証
- ■目標達成状況を毎年公表します。
 - •77 市町村、3流域下水道それぞれが目標達成状況を公表
 - ・ 県全体の目標達成状況を公表
- ■住民との協働や積極的に参画できる取組を行います。
 - 生活排水対策の現状や計画を積極的に情報提供
 - 住民が積極的に参画できる取組を実施

タイムスケジュール

